

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減計画（香川県）の策定について

総量削減計画は、水質汚濁防止法第4条の3の規定に基づき、国の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」に定められた都道府県別の汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量）の削減目標量を達成するために必要な対策を定めるものです。また、総量規制基準は、総量削減計画に基づき、指定地域内事業場（日平均排水量が50立方メートル以上の特定事業場）の排出水の汚濁負荷量について定めるものです。

本県では、昭和54年から8次にわたり、国の総量削減基本方針に基づく総量削減計画を策定し、総量規制等の対策を実施してきました。

このたび、国において令和6年度を目標年度とする新たな総量削減基本方針（令和4年1月24日）が策定されましたので、以下の内容で第9次総量削減計画（香川県）及び総量規制基準の策定手続きを進めていきます。

（1）削減の目標

目標年度：令和6年度

汚濁負荷量の削減目標量

（トン／日）

区 分	香 川 県		瀬 戸 内 海	
	R6年度 削減目標	R元年度実績値 及び目標値	R6年度 削減目標	R元年度実績値 及び目標値
化学的酸素要求量	22	22 (23)	372	374 (404)
窒 素 含 有 量	30	27 (30)	389	380 (402)
り ん 含 有 量	1.7	1.6 (1.7)	24.6	24.3 (25.2)

（ ）はR元年度目標

※「削減目標量」とは、目標年度における1日当たりの排出負荷量を目標として設定したものです。

（2）削減目標量の達成のための方途

生活系排水対策は、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率的、計画的に促進します。産業系排水対策は、現在の総量規制基準による規制等を継続して実施します。その他、農地から負荷削減対策や畜産排水対策、養殖漁場の環境改善を推進します。

また、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、きめ細やかな水質管理の実施について検討します。

削減目標量の達成の方途

①生活系排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の整備等 ・ その他の生活排水処理施設の整備 ・ 一般家庭における生活排水対策
----------	--

②産業系排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・総量規制基準の設定（※） ・総量規制基準の適用されない事業場に対する対策
③その他の汚濁発生源に係る対策	<ul style="list-style-type: none"> ・農地からの負荷削減対策 ・畜産排水対策 ・養殖漁場の環境改善 ・栄養塩類の管理の在り方に関する検討

（※）総量規制基準の設定の考え方

大阪湾を除く瀬戸内海について、国が定める基準値の範囲変更はなかったことから、第8次総量規制において設定した総量規制基準は変更しないこととし、現在の規制を継続して実施します。

（3）その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化事業の推進 ・干潟等沿岸生態系の保全・回復の促進 ・環境負荷の少ない持続的な養殖等の取組みの推進 ・里海づくりの推進 ・監視体制の整備 ・教育、啓発等 ・調査研究体制の整備 ・中小企業者等への助成措置等
